

行政の 焦点



厚生労働省は、平成28年2月23日「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表しました。このガイドラインは、事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものです。

ガイドラインでは、職場における意識啓発のための研修や治療と職業生活を両立しやすい休暇制度・勤務制度の導入など、環境整備、治療と職業生活の両立支援の進め方

厚生労働省は、今後、このガイドラインの普及や企業に対する各種支援によって、疾病を抱える方々が治療と職業生活が両立できるような環境整備に取り組んでいきます。がんは近年、治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化（例…がん5年相対生存率が向上）、平成5年から8年53・2

にり患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題となっています。実際に、従業員が私傷病になつた際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所が90%と、治療と職業生活の両立に悩む事業場が少なくありません。ですから、事業場が参考にできるガイドラインが必要なのです。

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議を求めるための様式の整備
- 治療と職業生活の両立支援の進め方は、以下のようになります。
①労働者が事業者へ申出

- 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施（※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい）

- % ↓ 平成 15 年から 17 年
58・6%）してきました。
また、仕事を持ちながら、
がんで通院している者が
多数（平成 22 年 32・5 万
人）となり、仕事をしな
がら治療を続けることが
可能な状況がみられます。
しかし一方で、仕事上の
理由で適切な治療を受け
ることができないケース
がみられます。このよう
な状況から、現在、疾病

- まず、以下のようない療と職業生活の両立支援を行ったための環境整備を行なう必要があります。
 - 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
 - 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
 - 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
 - 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見

● それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成

● 労働者が、主治医に作成してもらった書面を事業者に提出

② 事業者が産業医等の意見を聴取

 - 事業者は、労働者から提出された主治医から的情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

③ 事業者が就業上の措

- それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
- 労働者が、主治医に作成してもらった書面を作成してもらつた書面を事業者に提出
- ② 事業者が産業医等の意見を聴取
- 事業者は、労働者から提出された主治医から情報を受け、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取
- ③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施
- 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施（※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい）